出展規則

第1章 総則

1条 名称

本展示会の名称を「国際航空宇宙展2018東京」とする。英文名称は"Japan International Aerospace Exhibition 2018 TOKYO"とし、略称を"JA2018 TOKYO"とする。

2条 主催者

- 1. 一般社団法人 日本航空宇宙工業会と株式会社 東京ビッグサイト(以下「主催者」という) が、国際航空宇宙展2018東京(以下「本展示会」という)を共同主催する。
- 2. 主催者は本展示会の開催に関する一切の権限と責任を持つ。

3条 出展者

- 1. 本展示会に出展申込みを行い、主催者がそれを認めた機関、法人、団体を出展者とする。
- 2. 出展者は本展示会の展示・運営について、主催者の定める規則、または指示に従わなけれ ばならない。
- 3. 主催者は出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断した場合、出展を拒否することが ある。なお、これにより生じる損害などに対して、主催者は一切の責任を負わないものと する。

4条 運営事務局

- 1. 主催者は本展示会を実施するため、株式会社 東京ビッグサイトに国際航空宇宙展2018東 京運営事務局(以下「運営事務局」という)を設ける。
- 2. 主催者は、運営事務局に本展示会の開催における業務権限を委譲できる。

第2章 出展要領等

5条 出展の申込みと契約の成立

- 1. 出展申込者は本出展規則を遵守することを同意した上で、本展示会の公式ウェブサイトの 出展申込みページにて、必要事項をオンラインで入力し、運営事務局に出展を申込む。
- 2. 運営事務局は、申込み内容を確認し展示会の趣旨に適合すると考えられる出展申込者に対 して、「申込確認書」を送付する。
- 3. 出展申込者と主催者との契約(以下「出展契約」という)の成立は、この「申込確認書」 を発送した時点をもって成立する。
- 4. 主催者は、契約の成立後においても、出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断した 場合、出展を拒否することがある。なお、これにより生じる損害などに対し、主催者は一 切の責任を負わないものとする。

6条 出展料金

- 1. 出展料金は日本国通貨で支払うものとする。
- 2. 一般社団法人 日本航空宇宙工業会の正会員及び賛助会員の出展料金は、380.000円(税 別) /1小間 (9㎡) とする。
- 3. 官公庁、自治体、NPO法人、独立行政法人、学校等の公益法人、団体、海外大使館が出 展する場合の出展料金は、360,000円(税別)/1小間 (9㎡) とする。
- 4. 上述の2.3に該当しない場合、出展料金は400,000円(税別) /1小間 (9㎡) とする。

7条 出展料金の請求と支払い

出展契約の成立後、運営事務局は出展者に出展料金を請求し、出展者は出展料金を2018年 (平成30年) 6月29日までに、本規則第8条で指定する口座に振り込むものとする。

8条 出展料金等の支払先

出展者が支払うべき出展料金、本規則第13条及び第14条に規定されたキャンセル料金や違約 金の支払先は、次のとおりとする。

銀行名:みずほ銀行 本店 普通 □座番号: 4521490

□座名:株式会社東京ビッグサイト JA事務局

9条 振込手数料等

会期中の経費を含む出展に係る料金の支払いについて、発生する全ての手数料(送金手数 料、円為替取扱手数料、外貨受払手数料、コルレス先支払手数料、被仕向送金手数料、等) は、出展者が負担するものとする。

10条 展示小間位置の決定・再配置

- 1. 展示小間位置の決定は、ゾーニング、出展分野、出展規模、実演の有無、過去の出展回数 を考慮し、主催者が決定するものとする。
- 2. 主催者は展示効果向上等のために小間位置発表後も、小間を再配置できるものとする。そ の場合、出展者は主催者に対し小間位置の変更やそれにより発生する経費について、賠償 請求はできないものとする。

11条 小間の転貸等の禁止

出展者は、出展契約に基づく出展の権利及び自社の小間を主催者の承諾なしに転貸、売買、 交換あるいは譲渡することはできないものとする。

12条 出展物等の設置及び撤去

- 1. 展示物等の会場への搬入と設置は、別途、運営事務局が通知する時間内に行うものとす る。出展者が、この時間内までに小間を占有しなければ、主催者は契約が解除されたもの とみなすものとする。その際、出展者は同日を出展解除日として、第13条に定めるキャ ンセル料金を主催者に支払うものとする。
- 2. 会期中の出展物等の搬入、移動、搬出について、出展者は必ず運営事務局の承認を得るこ ととし、承認後に作業を行うものとする。
- 3. 小間内の出展物及び装飾物等は、後日、運営事務局が通知する時間内に撤去しなければな らないものとする。この時間内までに撤去されないものは、主催者が撤去し、主催者が当 該撤去に関して負担する費用はすべて出展者が負担するものとし、別途、運営事務局の請 求に基づいて主催者に支払うものとする。

第3章 出展の取止め・解除

13条 出展者による出展の取止め・変更

1. 出展者は出展の全部または一部を取止める場合、取止めの旨及びその理由を明記した書面

を運営事務局に提出し、これを主催者が認めることにより出展契約は解除されるものと し、解除に基づいて下記キャンセル料金を主催者に支払うことにより出展の取止めをする ことができるものとする。なお、キャンセル料金は書面の到着を運営事務局が確認した日 時をもって出展取止日として算定するものとする。

- 1) 出展取止日が2018年(平成30年)6月29日以前の場合:出展小間料金の10%
- 2) 出展取止日が2018年(平成30年)6月30日以降の場合:出展小間料金の100%
- 2. 出展者既支払額が、負担すべきキャンセル料金を超えているときには、主催者から出展者 へその超過分を返還するものとする。
- 3 出展者が出展形態を変更する場合は、展示会開催日の60日前までに変更内容を運営事務 局に申し出、主催者が認めた場合に限り変更することができるものとする。

14条 主催者による出展の取止め

- 1. 主催者は申込確認書の発行後においても、当該出展者が本展示会にふさわしくないと判断 した場合、既に払い込まれた出展料金を返還することを条件に出展を取止め、出展契約を 解除することができるものとする。
- 主催者は指定された期日までに出展料金を支払わない出展者については、その出展を取止 め、出展契約を解除することができるものとする。
- 前項に基づき主催者が出展契約の解除を実施した場合、主催者は書面をもって出展者に出 展契約の解除を通知し、その書面発行日を出展解除日とする。なお、出展契約の解除を通知し、その書面発行日を出展解除日とする。なお、出展契約の解除を通知された出展者は、出展解除日を基準として以下の金額を違約金として主催者に支払うも のとする。
- のとする。
 1) 出展取止日が2018年(平成30年)6月29日以前の場合:出展料金の10%
 2) 出展取止日が2018年(平成30年)6月30日以降の場合:出展料金の100%
 主催者は、出展者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜づ口等(総称して「反社会的勢力」という)と判明した場合や本展示会にふさわしくないと判断した場合、何ら催告を要しないで、出展契約を解除することができるものとする。この場合、当該出展者に損害が生じても主催者は一切の責任を負わないものとし、主催者は、これによって生じた損害を当該出展者に請求することができるものとする。また、当該出展者から既納の出展料金がある場合、主催者は当該出展者へ返還しないものとする。 ものとする。

第4章 補償義務等

15条 本展示会の中止・中断

- 5条 本展示会の中止・中断
 1. 本展示会(またはその一部)が、不可抗力的事由により開催または継続が不可能または困難であると主催者が判断した場合、主催者は開催の中止または中断をすることができる。出展者はいかなる場合でも、その決定により被った被害の損害賠償を主催者に対して請求することはできないものとする。
 2. 前項の不可抗力的事由とは、台風、洪水、風害、疫病、地震、火災、爆発その他の事故、テロ行為・暴動または内乱、ストライキ、その他の労働争議、さらに国及び地方公共団体等の法的規制決定がある場合をいうものとする。

16条 主催者の補償義務の免責

- 1. 主催者はいかなる場合にも、出展物、出展に付帯して会場に搬入された物品(出展者及び その関係者が携帯した所持品を含む)、あるいは展示小間設備のいずれか、もしくはその すべてに生じた盗難、減失、損害などの一切の物的損害について、補償の義務を負わない ものとする。
- 主催者はいかなる場合にも、出展者による展示(デモンストレーションを含む)、あるい 工作目はいがる物面には、出版目による版が、もしくはそのすべてが原因となって、出 は出展者が本展示会に出展したことのいずれか、もしくはそのすべてが原因となって、出 展者、出展者の使用人、もしくは代理人、その他の関係人、あるいは第三者のいずれか、 もしくはそのすべてに生じた物的損害及び人的損害について、補償の義務を負わないもの とする。

出展物の管理と免責

出展物の管理責任は出展者にあるものとし、あらゆる原因から生じる損失または損害につい て主催者はその責任を負わないものとする。

び来、 資本が限 出展者は、自己またはその代理人の不注意その他主催者の責めに帰すことのできない事由に よって生じた会場設備の損壊、第三者の展示小間設備や展示物の損壊等の物的損害及び人的 損害について一切の損害を賠償するものとする。

第5章 保税展示

19条 保税展示場

がればれる。 主催者は本展示会の会場のうち展示場部分については保税展示場の申請を行う。保税貨物を 展示する出展者は、運営事務局からの別途案内に基づき、期日までに届け出を行うものとす る。なお、期日までに保税貨物の届け出が無い場合は、展示はできないものとする。

第6章 その他

20条 招聘保証書の発行について

出展者は、主催者にVISA(査証)の発給に必要な招聘保証書等の書類の発行を要求することは

21条 規則の順守

- 1. 出展者は本出展規則、及び主催者が別途定める規則等(出展要項、出展申込書、出展者マ
- 出版者は本出版規則、及び土権者が別述定める規則等(出版要項、出版中込書を出版者マニュアル等、以下総称して「規則」という)を遵守しなければならないものとする。主催者は、やむを得ない事情等により規則を変更することができるものとする。出展者はあらかじめこれに同意し、変更後の規則を遵守しなければならないものとする。 出展者がこれら規則に違反した場合、理由の如何にかかわらず、主催者は出展を拒否または取止めをし、出展契約を解除することができるものとする。この際に生じる損害等に対して、主催者は一切の責任を負わないものとし、出展者の違約金については第14条3項の規定を発用するものとする。 の規定を準用するものとする。

22条

2条 準拠法・日本国法令規定の遵守 規則及び関係契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。また、 出展者は、日本国法令規定を遵守しなければならない。特に航空関係の法令、消防関係法令 及び武器の輸出入に関係する法令に留意するものとする。

23条 紛争の解決

3. 前のの研究 主催者が出展者と締結する出展契約及び関連するその他一切の契約に関して生じる紛争は、 一般社団法人 日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、日本国東京において仲裁により最 終的に解決されるものとする。

24条 使用言語 本規則及びそれに関連して主催者が作成・開示する各書類の使用言語は、日本語を正とするも のとする。

25条 疑義

本規則に定めていない事項、あるいは疑義のある場合については主催者が最終決定権を保持 するものとする。